

○道路交通法（昭和35年法律第105号）

（運転者の遵守事項）

第71条 車両等の運転者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

一～五の四 （略）

五の五 自動車又は原動機付自転車（以下この号において「自動車等」という。）を運転する場合においては、当該自動車等が停止しているときを除き、携帯電話用装置、自動車電話用装置その他の無線通話装置（その全部又は一部を手で保持しなければ送信及び受信のいずれをも行うことができないものに限る。第118条第1項第2号において「無線通話装置」という。）を通話（傷病者の救護又は公共の安全の維持のため当該自動車等の走行中に緊急やむを得ずに行うものを除く。同号において同じ。）のために使用し、又は当該自動車等に取り付けられ若しくは持ち込まれた画像表示用装置（道路運送車両法第41条第1項第16号若しくは第17号又は第44条第11号に規定する装置であるものを除く。第118条第1項第2号において同じ。）に表示された画像を注視しないこと。

六 （略）

（罰則 （略） 第5号の5については第117条の4第1項第2号、第118条第1項第2号）

（交通情報の提供）

第109条の2 公安委員会は、内閣府令で定めるところにより、車両の運転者に対し、車両の通行に必要な情報（以下この条及び次条において「交通情報」という。）を提供するように努めなければならない。

2 公安委員会は、内閣府令で定める者に交通情報の提供に係る事務を委託することができる。

3 国家公安委員会は、交通情報を提供する事業を行う者が正確かつ適切に交通情報を提供することができるようにするため、交通情報の提供に関する指針を作成し、これを公表するものとする。

4 交通情報を提供する事業（公安委員会及び第2項の規定による委託を受けた者が行うもの並びに道路法による道路の管理者が道路の維持、修繕その他の管理のため行うものを除く。次条第1項において同じ。）を行う者は、前項の交通情報の提供に関する指針に従い正確かつ適切に交通情報を提供することにより、道路における危険の防止その他交通の安全と円滑に資するように配慮しなければならない。

第109条の3 交通情報を提供する事業であつて次の各号のいずれかに該当するもの（以下この条において「特定交通情報提供事業」という。）を行おうとする者は、内閣府令で定めるところにより、氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表

者の氏名及び主たる事務所の所在地）、交通情報の収集及び提供の方法その他内閣府令で定める事項を国家公安委員会に届け出なければならない。その者が届出をした事項を変更するときも、同様とする。

一 道路における交通の混雑の状態を予測する事業

二 目的地に到達するまでに要する時間を予測する事業

2 国家公安委員会は、特定交通情報提供事業を行う者が正確かつ適切でない交通情報を提供することにより道路における交通の危険又は混雑を生じさせたと認めるときは、その者に対し、前項各号に掲げる事業に係る技術水準その他の事情を勘案して、相当な期間を定めて、正確かつ適切な交通情報の提供の実施のために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

3 国家公安委員会は、前項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた特定交通情報提供事業を行う者が当該勧告に従わないときは、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。

4 国家公安委員会は、前2項の規定を施行するため必要な限度において、特定交通情報提供事業を行う者に対し、必要な事項を報告させることができる。

（罰則 第1項については第119条の3第2項第2号、第123条 第4項については第119条の3第2項第3号、第123条）

第117条の4 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

一 （略）

二 第71条（運転者の遵守事項）第5号の5の規定に違反し、よつて道路における交通の危険を生じさせた者

三 （略）

第118条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

一 （略）

二 第71条（運転者の遵守事項）第5号の5の規定に違反して無線通話装置を通話のために使用し、又は自動車若しくは原動機付自転車に持ち込まれた画像表示用装置を手で保持してこれに表示された画像を注視した者（第117条の4第1項第2号に該当する者を除く。）

三～四 （略）

第119条の3 次の各号のいずれかに該当する者（第1号から第4号までに掲げる者にあつては、前条第1項の規定に該当する者を除く。）は、10万円以下の罰金に処する。

一～五 （略）

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、10万円以下の罰金に処する。

一 （略）

二 第109条の3（交通情報の提供）第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 第109条の3（交通情報の提供）第4項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第123条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第117条第3項、第117条の2第2項、第117条の2の2第2項、第117条の4第2項、第117条の5第2項、第118条第2項、第119条第2項、第119条の2から第119条の2の3まで、第119条の2の4第2項、第119条の3第2項、第120条第2項又は第121条第2項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

○道路運送車両法（昭和26年法律第185号）

（運転者の遵守事項）

（自動車の装置）

第41条 自動車は、次に掲げる装置について、国土交通省令で定める保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはならない。

一～十五 （略）

十六 後写鏡、窓拭き器その他の視野を確保する装置

十七 速度計、走行距離計その他の計器

十八～二十一 （略）

2 （略）

（原動機付自転車の構造及び装置）

第44条 原動機付自転車は、次に掲げる事項について、国土交通省令で定める保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはならない。

一～十 （略）

十一 速度計